

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	堀内不動産株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中村区名駅三丁目25番地9号
工場等の名称	堀内ビルディング
工場等の所在地	名古屋市中村区名駅三丁目25番地9号
業種	不動産業、物品賃貸業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	賃貸ビル等(賃貸している建築物)
事業の概要	不動産の賃貸業
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年10月19日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	☒	揭示 閲覧	(場所) 堀内ビルディング3階 名古屋建物管理株式会社
	☐	ホーム ページ	(HPアドレス)
	☐	冊子	(冊子名・ 入手方法)
	☐	その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-561-3711		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

弊社は、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、事業活動のあらゆる分野を通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

①省資源・省エネルギー活動の推進

事業所で使用する電気・ガスのエネルギー使用量を令和6年度までに令和3年度比0.5%削減する事を目標とします。

②従業員への環境教育と客先への省資源・省エネルギー活動の啓蒙・協力依頼

従業員に対しては環境教育をすすめ、客先に対しては、省資源・省エネルギー活動の啓蒙及び、協力依頼を行います。

③ビル全体の空調設備をセントラル方式から個別空調方式に変更

2020年4月より貸室・共用部の空調設備が、セントラル方式（冷温水発生機で冷水・温水を作りエアハンドリングユニット7台と各貸室内ファンコイルユニットにて冷暖房を行う）からEHP（電気ビートポンプエアコン）・GHP（ガスヒートポンプエアコン）方式に全面変更し、運用が開始されました。
きめ細かな発停管理・温度管理を実現させ省エネを実現させます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,232	t-CO ₂
①を 除く （温室 効果 ガス 換算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,232	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 6 年度			
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	1,232	t-CO ₂	1,226	t-CO ₂	0.5	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 6 年度			
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

事務用途のビルで、電気・ガス使用量の大半がテナント様向けに使用されます。
電気・ガス使用量削減の余地がありませんので、大きな目標を掲げることができません。

- 備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
- 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
- 備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第 1 号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
冷暖房の省資源・省エネルギーの行動実践	効率の良い運転のための、空調機フィルターの清掃 及び、保守点検。	
照明の省資源・省エネルギーの行動実践	不必要な照明を消す、時間外の消灯を徹底します。	
その他	夜間・休日など利用者の少ない時は、エレベーターの台数制限にて節電します。	
ビル全体の空調システムを、セントラル方式から個別空調方式に変更	不在スペース等の人がいない場所を冷暖房しない又、こまめな温度管理により省エネをはかる	
LED照明器具への更新	テナント退去時、貸室内照明器具をLED照明器具へ更新します。	

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--